

第4章 環境基本計画の推進

1. 推進体制の整備

環境関連施策は、市の行政分野全般と関わりがあり、計画を着実に推進し施策の実効性を高めるためには、庁内各部局間の連携による取り組みが必要です。

市では、1997(平成9)年8月に、長期的な環境保全施策を推進し、環境に配慮したまちづくりを進めるために、本市の環境行政の諸課題についての協議・検討を行う場として、庁内に「地球にやさしいまちづくり協議会」およびその下部組織としての「地球にやさしいまちづくり協議会幹事会」を設置し(表4-1)、環境基本条例の制定や環境基本計画の策定などについて協議してきました。

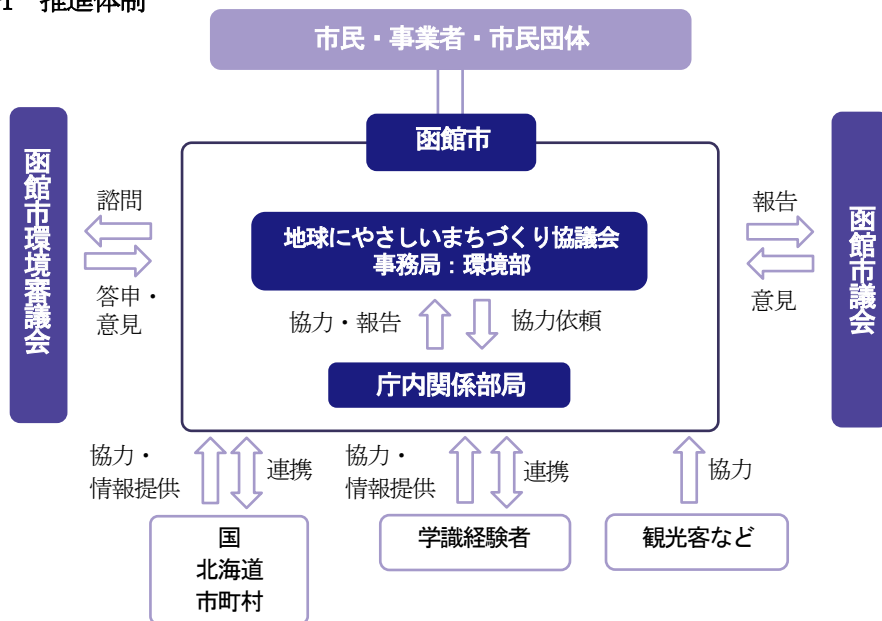
今後も、本組織により、各部連携のもと本市の環境保全施策を一体的に推進します。

表4-1 地球にやさしいまちづくり協議会および幹事会構成員

部 局 名	協 議 会 委 員	幹 事 会 委 員
	副市長	
企画部	企画部長	企画管理課長
総務部	総務部長	総務課長
財務部	財務部長	管理課長
市民部	市民部長	市民・男女共同参画課長
保健福祉部	保健福祉部長	管理課長
子ども未来部	子ども未来部長	子ども企画課長
環境部	環境部長	環境部次長(幹事長) 環境総務課長 環境推進課長 環境対策課長 清掃事業課長 日乃出クリーンセンター所長 施設整備担当課長 埋立処分場長
経済部	経済部長	経済企画課長
観光部	観光部長	観光企画課長
農林水産部	農林水産部長	企画調整課長
土木部	土木部長	管理課長
都市建設部	都市建設部長	まちづくり景観課長
港湾空港部	港湾空港部長	管理課長
戸井支所	戸井支所長	地域振興課長
恵山支所	恵山支所長	地域振興課長
椴法華支所	椴法華支所長	地域振興課長
南茅部支所	南茅部支所長	地域振興課長
教育委員会	生涯学習部長	管理課長
企業局	管理部長	総務課長

また、地域の一体的な取り組みを推進するため、市民、市民団体、事業者、市などが情報を共有し、密接な連携・協力ができる体制の整備や協議の場を設定しています。(図4-1)

図4-1 推進体制



2. 2020(令和2)年度環境保全施策

(1) 地球環境の保全

環境に配慮した行動や事業活動が定着し、地球温暖化対策が進んでいるまちをめざします。

①地球温暖化対策

温室効果ガスの削減に取り組むとともに、気候変動に対する適応策を検討します。

【温暖化防止のための行動の推進】

地球温暖化に対する市民の認識を高めるため、広報誌や環境パネル展などで、はこだてエコライフやCOOL CHOICEを推進するほか、事業者への省エネ情報等の発信などにより環境に配慮した事業活動などを促進します。

オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロンガスの回収について、家庭用冷蔵庫・ルームエアコンは「家電リサイクル法」、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」, カーエアコンは「自動車リサイクル法」により、フロン類の回収・破壊が義務付けられていることから、関係法令を的確に施行し、フロン類の回収・破壊の徹底を図ります。

【エネルギーの有効利用の推進】

町会等が設置するLED街路灯の設置費用や住宅を改修する市民の断熱改修工事を助成するほか、市が行う工事では、公共事業環境配慮指針(IV)に基づき、省エネルギーに配慮した施設的设计、施工を行います。

再生可能エネルギーなどの利用では、公共施設への導入を進めるとともに、日乃出清掃工場や下水汚泥処理施設での廃熱や消化ガスは、リサイクルエネルギーとして引き続き発電や給湯などへ活用するほか、赤川高区浄水場では新中野ダムとの高低差を利用して水力発電するなど、エネルギーの有効利用を図ります。

また、太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池(エネファーム)を設置する市民や中小企業・小規模事業者等の設置費用の一部を助成するとともに、太陽光発電設備を設置して太陽光発電事業を行う民間事業者に遊休市有地を貸し出しています。

【低炭素型のまちづくりの推進】

コンパクトなまちづくりや都市機能の集約化を進めるとともに、バス路線の再編や美原地区バス乗降場の整備、湯の川温泉電停の改良など公共交通の充実を図ります。

温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源として、森林、農地、公園、街路樹などの適切な管理や保全を進めます。また、市が発注する工事においては「函館市公共事業環境配慮指針（Ⅳ）」に基づき熱帯材型枠使用量の低減およびその再使用を進めるとともに、地域材や間伐材の有効利用も図ります。

【地球温暖化対策の総合的・効果的な推進】

「函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく、これまでの取り組みを検証するとともに、パリ協定採択後の国の動向なども踏まえながら、地域特性に応じたより効果的な対策を展開していくため、第2次となる実行計画の策定に取り組みます。

あわせて、気候変動による災害の増加や農水産物への影響などを回避、軽減するための気候変動への適応策についても検討します。

(2) 循環型社会の形成

3Rや廃棄物の適正処理の取組が徹底された資源循環型のまちをめざします。

① 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

循環型社会の形成のため、市民、事業者および市が連携して、3Rを推進していきます。

【3Rの推進】

ごみを出さないライフスタイルを推進するため、環境部ニュースの発行や出前講座の実施等により環境啓発し、市民、事業者のごみや環境に対する理解と関心を深めるとともに、「ダンボールコンポスト・メイト事業」の実施などにより、家庭から排出される生ごみの減量化・再資源化を促進します。

函館市リサイクルセンターの再生品利用制度（粗大ごみとして出された家具類や自転車を修理して希望者に販売する制度）については、今後も制度の周知を図り利用を促進します。

集団資源回収を実施している団体に対して奨励金を支給するほか、回収団体に対しても助成することにより資源回収の促進を図ります。

また、再資源化の取り組みとして、小型家電に含まれている有用金属等の有効利用を図るため、市内22カ所と燃やせないごみからのピックアップ回収により使用済み小型家電の回収を進めるとともに、水銀を含む蛍光灯等の回収量を調査するため、市内56カ所で蛍光灯等の調査回収に取り組むほか、日乃出清掃工場から排出される焼却灰のセメント資源化を進めます。

家庭から排出される食品ロスの実態を調査するほか、宴会時等の食べ残しを減らすため、「残さず食べよう！30・10運動」の普及啓発を行うとともに、食品ロスの削減に向けて、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、国や北海道の動向なども踏まえながら、各種の取組について検討します。

環境への負荷が少ないエコマーク商品などのグリーン購入を推進します。

②廃棄物の適正処理

安全・安心な適正処理を推進するとともに、環境への負荷の小さい処理・処分を行います。

【廃棄物の適正処理の推進】

家庭ごみ等の一般廃棄物の適正排出については、新たにごみ分別アプリの配信によりごみ分別意識の向上を図るほか、今後ごみの分別・リサイクル出前講座の開催や巡回指導などにより、一層の啓発を図ります。

産業廃棄物の排出については、適正処理について許可業者などへの立入検査や指導を行うほか、医療機関に対しても医療系廃棄物の適正処理の確保のため、引き続き立入検査を実施します。

また、不法投棄については、専門員によるパトロールや監視カメラによる監視を行い、原因者の究明や不適正処理に対応します。

【環境負荷の小さいごみ処理体制の構築】

新たな廃棄物処理施設の整備に向け、施設整備に関する設計・施工および施設の管理運営に関する事業者を公募・選定します。

また、リサイクルセンターについては、各機器等の定期的・計画的な補修や整備、更新を実施するとともに、最終処分場については、ごみの減量化や資源化の推進により、施設の延命化を図ります。

③プラスチックごみ対策

プラスチックごみの排出抑制や適正処理に取り組むとともに、海洋プラスチックごみ対策を進めます。

【プラスチックごみ削減の推進】

海洋プラスチックごみ問題や、プラスチックごみの削減に係る対策などを記載したパンフレットを作成し、イベント等において配布するとともに、関係団体等と連携し、レジ袋やペットボトルなどのポイ捨て防止の呼びかけを実施し、プラスチック資源化のために必要な分別回収・リサイクルなどが徹底されるよう周知啓発を図ります。

【海洋プラスチックごみ対策】

市内海岸8箇所に海洋ごみ防止啓発看板を設置し、プラスチックごみなどの海など自然界への流出を防止し、適正処理の意識啓発を促進するほか、市電や路線バスへのプラスチックごみ対策の広告掲載により意識啓発を図ります。

河川や海岸の清掃活動を行う環境美化団体への活動支援により、プラスチックごみの海への流出を抑制します。

(3) 自然との共生社会の実現

豊かな自然に囲まれながら、異国情緒あふれる町並みを守り、様々な生き物が息づく自然と人が共生するまちをめざします。

①生物多様性の保全

生物多様性への関心を高めるとともに、野生動植物の保全、鳥獣の保護・管理や外来種対策を行います。

【野生動植物の保全】

動植物の保護に関しては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」などに基づき、北海道との連携を図りながら動植物の保護に努めます。

函館山における希少植物の盗掘問題に対しては、盗掘防止看板の設置や各種市民団体と連携した啓発活動を行うとともに、ふれあいセンターでの自然観察指導ボランティアなどにより入山者への指導を引き続き行います。

また、散策路における案内標示などにより入山者のモラル向上に努めます。

函館山は、都市計画緑地として「函館山緑地整備計画」に基づき、函館山のすぐれた自然環境および生態系の保護・保全を基調とし、自然系・人工系の適正な利用区分のもとに自然保全区域、ふれあい区域、観光利用区域に大別し整備を図っていますが、2020(令和2)年度は落石防護柵改修工事と遊歩道整備を行います。

また、夜間の登山車両規制やバス山頂駐車場の制限を引き続き実施し、夜景観光に伴う交通渋滞を解消することにより、大気汚染や騒音の低減を図り、自然環境の保全に努めます。

函館山のほか、袴腰岳から恵山にかけての丘陵山岳地は、水源のかん養や大気浄化機能を有しており、森林経営計画に基づく植栽や間伐などの適正管理を行います。

【鳥獣保護・管理の推進】

野生生物の保護に対しては、「ワシントン条約」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などに基づく適切な対応を図るとともに、傷病鳥獣についても北海道や関係団体との連携・協力のもとで対応します。

鳥獣被害防止対策については、「函館市鳥獣被害防止計画(第4期)」に基づき、関係団体への委託などによる計画的なエゾシカの捕獲を実施するなど、農林水産業などへの被害防止に努めます。

【外来種対策】

外来種に関する正しい知識を普及させるため、環境パネル展などでの啓発に努めるとともに、五稜郭公園の堀に生息する特定外来生物であるブルーギルについて、引き続き生息調査や駆除などを行います。

【動物愛護・適正管理の推進】

動物の愛護や適正な飼養を普及させるため、イベントなどによる啓発に努めるほか、犬、猫の殺処分数の減少に向け、犬、猫の新しい飼い主の募集や終生飼養の周知啓発などを行います。

②水や緑の活用・ふれあいの推進

水辺や緑にふれあえる場を充実させ、生活にうるおいと活力をもたらす水辺と緑を創出します。

【水辺空間の充実】

函館港末広地区と弁天地区において、景観にすぐれた港湾空間の形成を図るため、市民や観光客が港や海に接することができる緑地の整備を促進するとともに、市民団体や関係団体などにより河川や海岸などでの清掃活動が行われており、今後も快適な水辺空間の維持に向けての取り組みを支援します。

また、河川空間を活かして地域の賑わい創出をめざす国土交通省の「かわまちづくり支援制度」に「松倉川かわまちづくり」が選ばれ、親水護岸や河川管理用通路の整備を進めることとしており、2020(令和2)年度は北海道による実施設計が行われます。

【水や緑の保全・活用】

函館山緑地から広域公園までの主要な緑の拠点間を結ぶ本市の骨格的な軸となる都市公園の整備と緑環境の保全を図るとともに、河川、街路樹、広路などを保全し緑のネットワークの確保に努めます。施設の老朽化が進んでいる公園については、「公園施設長寿命化計画」を策定し、市民や利用者の意見を尊重しながら、誰もが親しめる特色のある公園の再整備を進めています。

また、保存樹木や保存樹林についても引き続き管理費の一部を助成します。

水資源・水循環の確保に向けては、森林経営計画に基づく森林の適正管理など水源かん養機能の向上を図るとともに、より安全な水道水源を確保するため水源域の保全を目的とした施策などを検討します。

河川改修事業においては、小田島川で遊水地の整備を継続するとともに護岸工を実施し、水循環の確保に努めます。

また、水資源や水循環に対する意識啓発については、広報紙「企業局だより」や上下水道施設見学会などの各種行事を通じて推進していきます。

北海道においても、北海道水資源の保全に関する条例に基づき、函館市の13地域を含む水資源保全地域を指定するなど、水資源・水循環の保全を図っています。

【ふれあいの推進】

函館駅前広場の花壇に色彩豊かな花を植栽し、魅力ある空間を形成するほか、学校や町会などの緑化活動に対しては、「沿道花いっぱい運動」や「学校緑化活動サポート事業」などへの花苗の無償配付や花と緑のパートナーシップ募金の活用を図るとともに、町会などが行う花壇整備や植樹などの緑化活動を支援するため、地域緑化アドバイザーの派遣を行います。

野菜づくりなどを通じた自然とのふれあいの場を創出するため、引き続き「函館市空港ふれあい菜園」や農業体験施設として「函館市亀尾ふれあいの里」を開設します。

また、公園活用講座やガーデニング講座などを引き続き開催するほか、市民記念植樹、出生記念苗木交付等の記念植樹などを通じて自然とのふれあいを促進します。

③良好な景観形成の推進

地域特性を生かしながら、景観、夜景の保全を行うとともに、環境美化の取組を強化し、ポイ捨てごみのない美しい町並みをめざします。

【地域特性を生かした町並みづくり】

本市では、「函館市都市景観条例」に基づく良好な都市景観の形成に向けた取り組みを進めています。

函館山の麓に位置する西部地区は、歴史的な建造物が数多く存在し、函館らしい歴史と文化を表現し、形づくっている景観を有する地域であることから、都市景観形成地域に指定し、建築行為等の届出制を取るとともに、景観形成指定建築物等に対する補助などにより、歴史的町並み景観の保全および誘導を図るほか、同地域内において伝統的建造物群およびこれと一体をなしている地域を文化財保護法に基づく「伝統的建造物群保存地区」に定め、建築行為等の許可制を取るとともに、伝統的建造物に対する補助などにより、その保存に努めます。

文化財保護では、国の重要文化財である旧函館区公会堂の耐震補強を含む保存修理事業を行うほか、函館ハリストス正教会復活聖堂や遺愛学院本館、大谷派本願寺函館別院の保存修理に係る費用を助成します。また、特別史跡五稜郭跡の石垣保存修理事業を引き続き行うほか、史跡垣ノ島遺跡の整備を進めています。

長期的なまちづくりである「ガーデンシティ函館」の取組として、引き続き景観に配慮した道路

空間の形成や函館山の遊歩道の整備を進めます。

屋外広告物については、都市景観形成地域全域を函館市屋外広告物条例に基づく「広告景観整備地区」に指定し、屋外広告物の表示を特に制限します。

大規模な建築物等は町並みの景観に大きな影響を与えることがあるため、一定規模以上の建築行為等に対して誘導基準を定め、景観誘導を行いながら、魅力的な都市空間の創造を図ります。

特に函館山山麓地域については、「都市計画法」に基づく高度地区などに指定しており、適切な運用により、函館山の眺望景観の保全に努めるとともに、魅力的な自然景観の眺望を地域資源として活用するため、函館山山頂をはじめ、良好な眺望点の維持に努めます。

夜景の保全は、街路樹などへのイルミネーションや元町の教会群や歴史的建造物のライトアップにより、魅力の創出に努めるほか、事業所や街路灯などについては、LED化などにより環境に配慮しつつ、魅力的な夜景の保全に努めます。

【環境美化の推進】

環境美化への取り組みは、これまでも学校や町会、市民団体、事業者などで盛んに取り組まれてきており、引き続き美化啓発や活動に対する支援を行います。

環境美化団体への運営助成などの活動支援のほか、環境部ニュースなどの発行やごみの分別・リサイクル出前講座などを通じて美化意識の向上を図ります。

除排雪については、安定した除排雪体制を維持するとともに、小型除雪機の貸与やスノーボランティアの活用により、市民協働による地域除雪活動を推進し、冬期間の快適な生活空間の確保に努めます。

空家については、「函館市空家等対策計画」などに基づき、空家の解体に要する費用の一部を助成する空家除去費補助制度など、空家の発生抑制、利活用の促進を図るための各種支援を行います。

また、「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」により、空き地の所有者等に対して草刈りの指導を行うなど、良好な衛生環境の確保に努めます。

(4) 生活環境の保全

良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安心して暮らせるまちをめざします。

①大気・水環境の保全

大気・水環境のモニタリングを実施し、情報発信に努めるとともに、環境法令に基づく規制の取組や事業者における環境管理を促進します。

【大気環境の保全】

大気環境の状況を的確に把握するための一般環境大気測定局3局、自動車排出ガス大気測定局1局でモニタリングを実施し、その結果をホームページでリアルタイムに発信するとともに、PM2.5や光化学オキシダントが高濃度時には、基準に従い速やかな市民周知に努めます。

また、大気汚染防止法などの大気に関する環境法令に基づく規制の取組を実施します。

街路整備事業では中道四稜郭通、昭和団地通など3路線の整備、道路改築事業では西桔梗中央線、堀川広路など6路線の整備等を行い、円滑な交通流の確保を図るほか、路線の再編や美原地区バス乗降場の整備、市電湯の川温泉停留場の改良など公共交通の利用促進を図るとともに、イベントや環境パネル展の開催などにより、エコドライブの実践についての市民の意識啓発を図ります。

【水環境の保全】

河川や海域、地下水について、水環境の状況を的確に把握するためのモニタリングを実施します。

生活排水の水質浄化対策は、下水道整備を基本としており、2020(令和2)年度は、新規の整備や

老朽管の更新など約5,800mの下水管渠の整備を予定しています。

さらに28基分の水洗便所改造等資金貸付を予算化しており、この利用促進などによる水洗化を推進するほか、下水道認可区域以外の地域における合併処理浄化槽設置資金の助成を継続して実施し、河川や海域の水質保全を図ります。

また、環境パネル展や下水道施設見学会などを通じ家庭でできる生活排水対策のPRなど水質汚濁防止のための啓発に努めます。

水質汚濁防止法などの水質に関する環境法令に基づく規制の取組を実施するとともに、函館市中小企業融資制度「産業活性化資金」などの活用による施設の整備を促進します。

また、特定施設または貯油施設から公共用水域へ油の流出事故が発生した場合は、関係部局と連携を図り、応急措置および施設の改善などを指導します。

さらに、公共用水域への汚水の流出が懸念される土地の埋立に関しては、2006(平成18)年度に施行された「函館市土地の埋立等に関する指導要綱」により、土地の埋立等を行う事業者に対して、環境の保全を図るよう指導します。

②音環境の保全

音環境のモニタリングを実施し、状況を把握するとともに、近隣に対する音の配慮について、市民意識の向上を図ります。

【音環境の保全】

自動車交通騒音の状況を把握するためのモニタリングを実施するとともに、改善が必要な場合は、関係機関と速やかに協議します。また、航空機騒音のモニタリングを実施します。

路線の再編や美原地区バス乗降場の整備、市電湯の川温泉停留場の改良など公共交通の利用促進を図るほか、街路整備事業では中道四稜郭通、昭和団地通など3路線の整備、道路改築事業では西桔梗中央線、桔梗駅前通北線など6路線の整備等を行います。

また、航空機騒音については、低騒音機の導入などの発生源対策が進んでいますが、引き続き空港周辺における住宅の機能回復工事により防音対策を進めます。

近隣騒音に対する音の配慮について周知啓発に努めるほか、騒音規制法などの音に関する環境法令に基づく規制の取組を実施します。

また、敷地が狭いことなどで、現地での改善対策が困難な場合は、適地への移転を要請するほか「産業活性化資金」の活用による整備を促進します。

くい打ちなどの特定建設作業については、より騒音・振動を抑えた工法・機種の採用や周辺に配慮した作業方法、付近住民への事前説明の徹底について指導します。

③化学物質などへの対策

ダイオキシン類などのモニタリングを実施し、状況を把握するとともに、市民の健康を守る視点からの情報収集・提供に努めます。

【化学物質対策】

ダイオキシン類やベンゼンなどの有害大気汚染物質のモニタリングを実施するとともに、これらの物質に関する情報収集等に努めます。

化学物質の環境リスクを低減するため、産業廃棄物処理業者などへの立入検査を実施し、適正処理に係る指導を行い、事業者における化学物質の適正な管理を促進します。

農業については、農協発行の広報誌などによる使用基準の遵守についての普及指導や低農薬型の農業経営を推進するため、緑肥導入促進事業を行うほか、有機農業などの自然環境の保全に資する

農業生産活動に対し支援し、安全な農畜産物の生産向上に努めるとともに、環境への負荷の低減を図ります。

【その他の対策】

悪臭や光害などに関する苦情や相談については速やかに対応し、発生源である施設管理者などに対し、防止に関する取組を促進するための必要な助言、指導を行います。

放射性物質については、日乃出清掃工場の焼却灰の定期的な測定を行うとともに、食品に対してはゲルマニウム半導体検出器による精密測定を行うことにより、安全性を確保します。

(5) 総合的な取組の推進

環境について学び、環境にやさしいライフスタイルや事業活動が定着したまちをめざします。

①地域づくり・人づくり

環境教育・環境学習などの取組を強化し、市民一人ひとりの環境保全意識の向上を図ります。

【環境教育・環境保全意識の向上】

環境教育・環境学習を幼児から高齢者まで生涯学習の一環として総合的に推進していくため、本市の環境教育・環境学習の基本的方向を明確にし、具体的な施策を提示するとともに、環境学習を実践する際のノウハウを整理した「函館市環境教育・環境学習推進基本方針」に基づき、取り組みを進めていきます。

また、「総合的な学習の時間」の取り組みにかかわる環境関連の副読本として、「くらしの中のごみとエコ」および「函館市緑の基本計画」の小学生版「緑の副読本（みどりはともだち）」を引き続き作成するほか、特別活動の時間で校区内清掃や資源回収活動、緑化活動など環境に関連した取り組みなどにより環境教育を進めていきます。

「ごみの減量化・再資源化出前講座」、「ごみの分別・リサイクル出前講座」、「温暖化防止出前講座」、「こどもエコクラブ体験学習会」などにより環境保全意識の向上を図るほか、環境部ニュースの発行やはこだてエコライフのすすめの配布等により環境にやさしいライフスタイルを普及します。

【環境保全活動・協働取組の推進】

地球にやさしいライフスタイルの提案・普及啓発を進めるとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、函館市地域交流まちづくりセンターを市民活動の支援拠点として、市民の自主的で公益的な環境保全活動を積極的に支援します。

また、市民提案型のモデル事業として、地元町会が実施する四稜郭での芝桜の植栽事業やNPO法人が実施する歴史的建造物維持・保全の専門的な知識・技術を継承する人材の育成を支援します。

環境関連団体の交流や情報の充実など環境ネットワークの形成に向けた取り組みを促進するとともに、環境保全活動のひとつの母体となっている町会の活動拠点として、町会館の建設に対する助成を行います。

漁場環境の保全に対しては、函館湾漁場環境保全対策連絡協議会により広域的に取り組んでいきます。

【国際協力の推進】

本市は、海外との姉妹都市としてハリファックス市(カナダ)、ウラジオストク市(ロシア)、レイク・マコーリー市(オーストラリア)、ユジノサハリンスク市(ロシア)、高陽市(韓国)と、友好交流都市として天津市(中国)と提携を結び、交流を進めています。

②環境情報の充実と共有

市民の環境保全に対する関心を高め、わかりやすい情報、広報の充実を図ります。

【環境情報の充実】

環境の状況や環境基本計画の進捗状況などの環境情報を提供するために本白書を引き続き作成するほか、環境パネル展の開催やごみ分別アプリ、ホームページ、環境部ニュースなどを通じて環境保全意識の向上を図るとともに、環境情報の充実を図ります。

【環境保全意識の把握】

若年層をはじめ、幅広い世代の環境保全意識や意見について、1,000人規模の定期的な市民アンケートにより把握していきます。なお、市民アンケートについては、隔年での実施となり、令和3(2021)年度に実施予定です。